

日本弁理士会が提唱する 新たな法定研修制度の骨子

- I. 弁理士試験合格者に対する登録前実務義務研修
- II. 既登録弁理士に対する義務研修

平成18年7月12日

日本弁理士会

I. 弁理士試験合格者に対する 登録前実務義務研修

2

1. 問題の背景

- 平成12年の弁理士法改正により試験制度が簡素化され、弁理士の増員が加速され、実務未経験ないしは実務経験年数の少ない弁理士の絶対数が増加した。
- 平成12年改正後の知財立国宣言・知財推進計画での人材育成策等を考慮すると、弁理士の質的拡大は不可欠。大幅増員されている新人弁理士の質を制度的に担保しないと、社会に悪影響を与えることは必至。事後処理では遅く、誰も責任が取れない。
- 新人弁理士の質の担保とは実務能力の担保。最も効率的な方法は職場でのOJT。しかし、試験合格者数の伸びに対してOJT環境の整った職場（特許事務所等）の数やキャパシティは追従していない。このため、OJTの機会が得られない弁理士は放置されることになる。

■ 一人弁理士事務所割合の推移

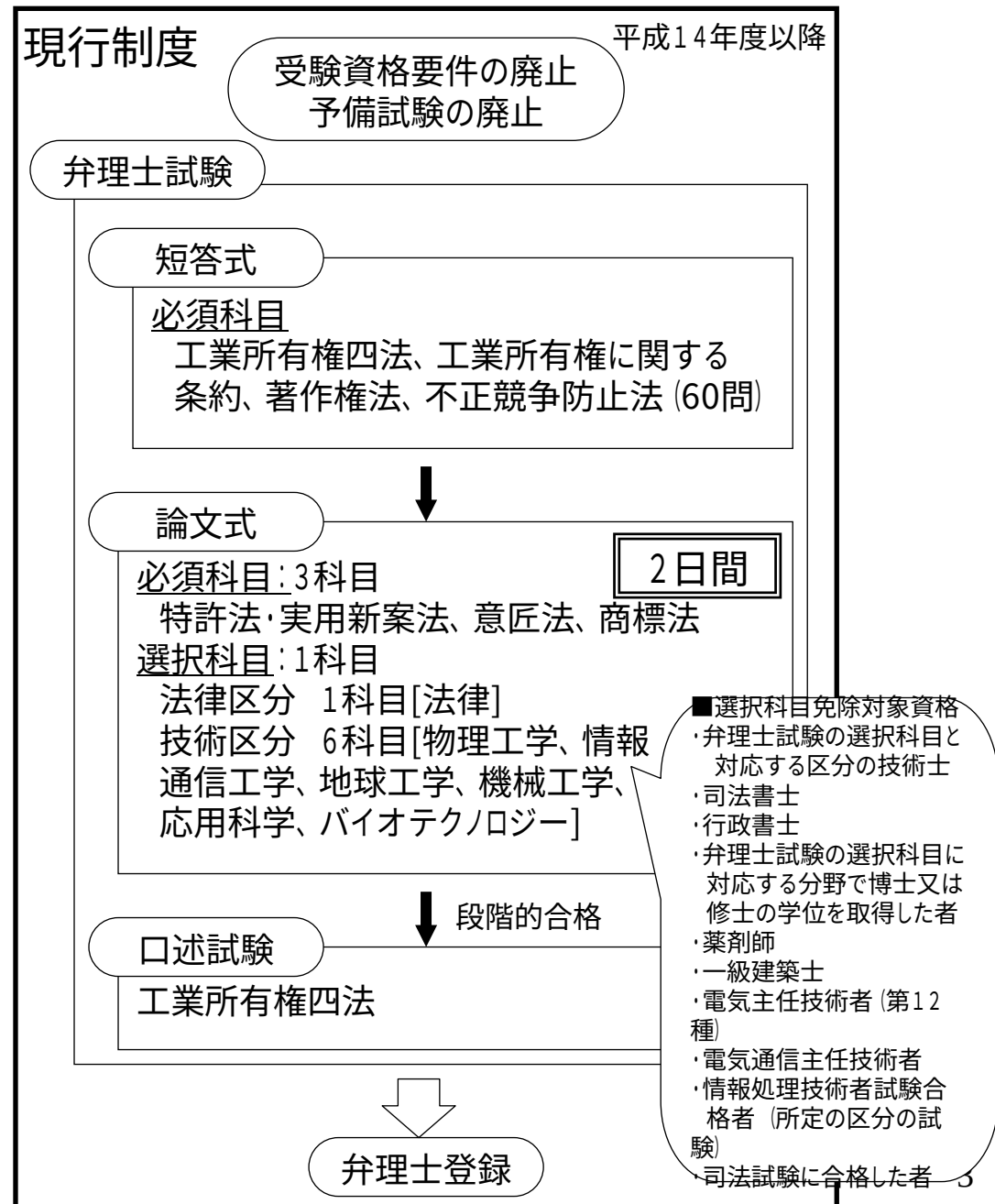
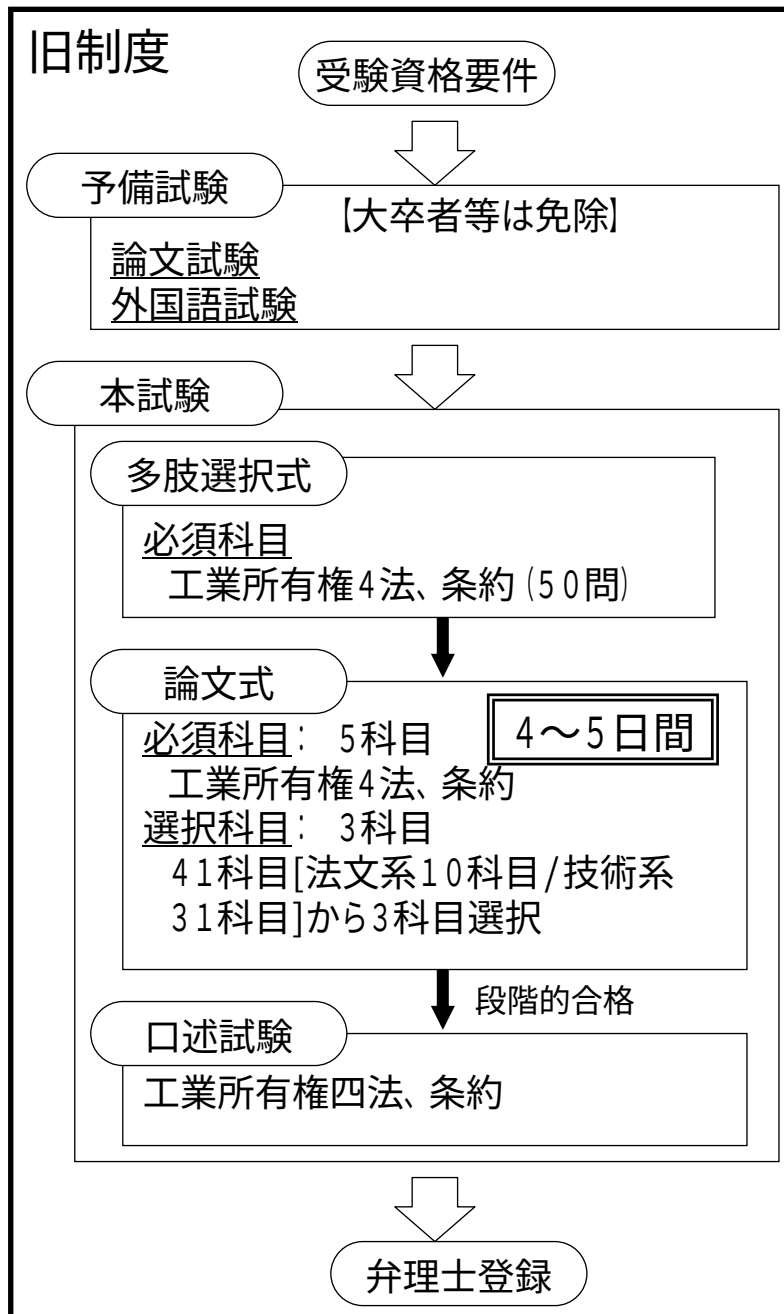
平成10年8月	64.1%	(アンケート結果による 会員数4043人/回答1023人)
平成14年3月	72.6%	(実数)
平成18年3月	68.6%	(実数)

【資料1】新旧試験制度比較

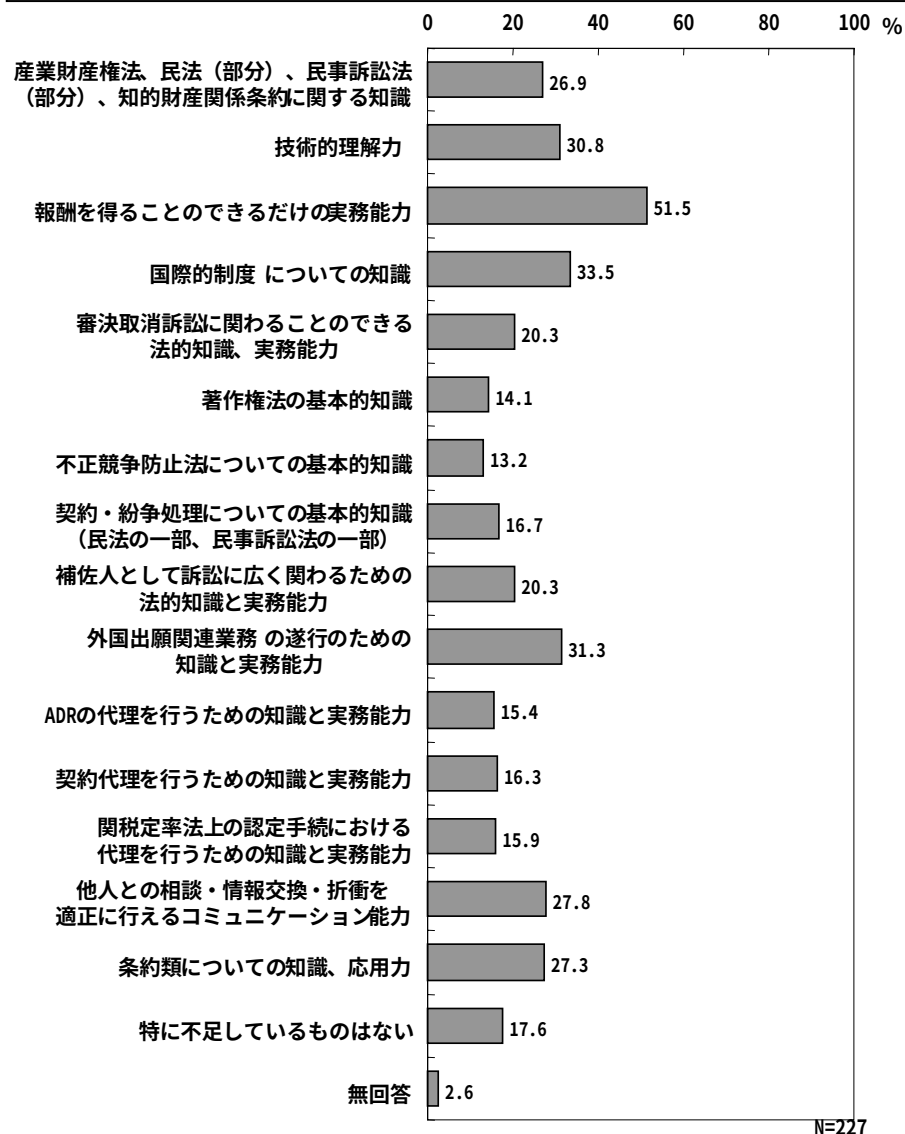
【資料2】新人弁理士に不足しているもの／新人採用に当たっての課題

【資料1】

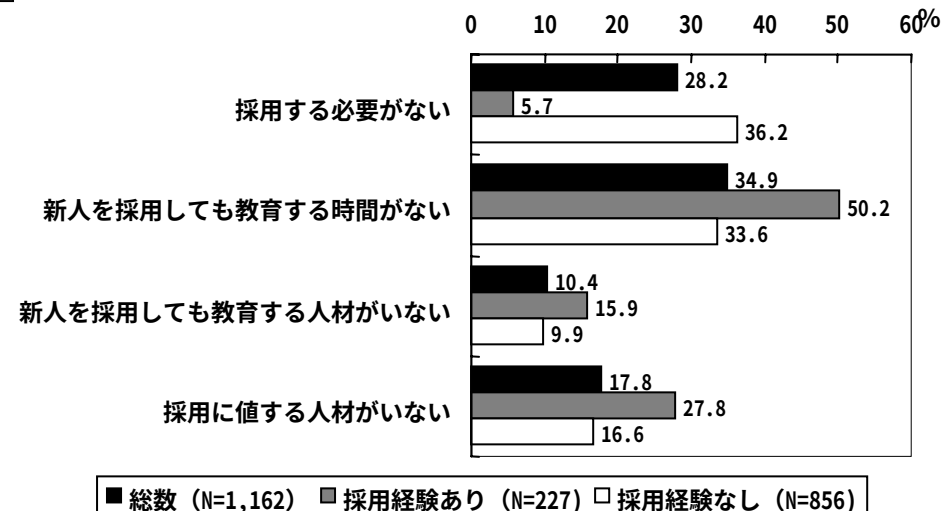
新旧弁理士試験制度の比較



（平成14年度以降の合格者を採用したことがある特許事務所経営者への質問）平成14年度以降の試験合格者は、それ以前の合格者の採用時と比較して、特に不足していると思われるものは何だと思われますか。（答はいくつでも）



（特許事務所を経営している弁理士への質問）新人採用に当たって、あなたの事務所ではどのような課題を感じていますか。（答はいくつでも）



「弁理士法改正に向けた実態・意識調査」（2006-03日本弁理士会）より

2. 問題の解決方法 (意義)

5

- 試験制度の改善によって、実務能力を問うことが理想。しかし、種々の困難が予想される。
- 現実的な方策として、試験合格者に対し、弁理士のコア業務である産業財産権に関連する実務能力についての底上げを図り、OJTにスムーズに移行できるようにすることを制度上担保するため、登録前実務義務研修制度を創設する。

3. 義務研修の内容 (概要)

- 弁理士のコア業務として、産業財産権に関連する手続の実務を修得させ、依頼者の利益およびリスクと手続内容との相関を受講者に考えさせながら、職場でのOJTを疑似体験させる演習も取り入れた実務研修内容とする。すなわち、特許・意匠・商標の実務の修得を基本とする。
- 上記に加えて、社会に望まれる弁理士像に近づけるための最低限の事項を修得させる。

4. 義務研修の方法・期間等

■ 実施方法

- E-Learning（自宅又は職場）＋スクーリング（全国複数個所での集中講義）

■ 研修期間

- 受講生が働きながら受講できる制度とするため、5ヶ月程度（例えば、50単位100時間程度、毎年1回実施）

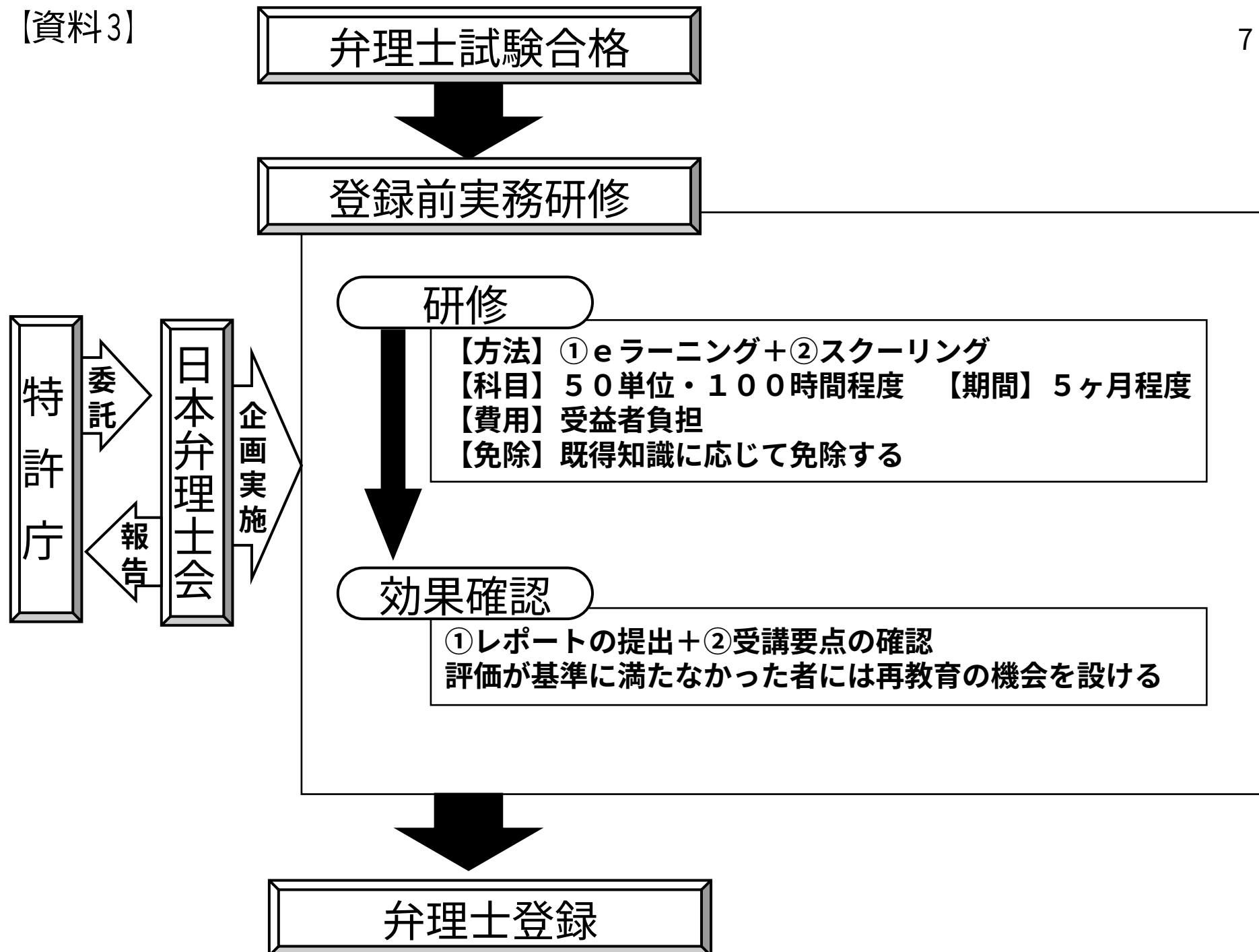
■ 実施主体

- 日本弁理士会

■ 費用

- 受益者負担

【資料3】提案の新制度



5. 義務研修の効果確認と未修了者の扱い等

8

■ 研修の効果確認

- ①レポートの提出＋②受講要点の確認。
ただし、実力不十分とされた人の救済方法を設ける（再教育機会の保障）。
- 真面目に受講すれば、受講生全員がパスすることを目指す。

■ 未修了者の扱い

- 登録前実務義務研修の未修了者は、弁理士登録できないこととする。
- ただし、弁理士試験合格者は、合格年度以降も登録前実務義務研修の受講資格が担保される。

■ 研修の免除

- 研修で修得すべき内容の一部又は全部を既に修得していると認められる者については、その一部または全部に対応するE-Learning＋スクーリング受講を免除する。
- ただし、レポートの提出は必須とする。

Ⅱ．既登録弁理士に対する義務研修

1. 意義

○ 全弁理士を対象に、職業倫理としての弁理士倫理について定期的に注意喚起する機会を担保し、併せて、時代の推移と共に内容が移り変わる法律・制度の改正内容、審査基準等を修得する機会を、義務研修制度として担保する。

【資料4】 倫理研修実績

倫理研修

平成14年に公布された改正弁理士法の施行に伴い、日本弁理士会会則第58条に規定する弁理士倫理に関する研修（最初の研修）を開始した。平成16年度からは、日本弁理士会会令第55条「倫理研修規則」第4条に規定する登録5年毎の倫理研修（5年毎の継続研修）を開始した。（なお、弁理士となる資格をもって、弁理士登録の日前1年以内に、新人研修における倫理研修の科目を受講した会員は、最初の研修を受講したものとみなしている。）

年 度	研 修	課 目	開催地域	開催回数	受講者数	合 計
平成13年度	最初の研修	弁理士倫理	東京／大阪	1回	270名	270名
平成14年度	最初の研修	弁理士倫理	東 京	5回	2,277名	3,046名
			大 阪	2回	491名	
			名古屋	2回	160名	
			東北・北海道	1回	30名	
			北 陸	1回	18名	
			中国・四国	1回	37名	
			九 州	1回	33名	
平成15年度	最初の研修	弁理士倫理	東 京	5回	1,539名	1,788名
			大 阪	2回	190名	
			名古屋	2回	44名	
			東北・北海道	1回	6名	
			中国・四国	1回	4名	
			九 州	1回	5名	
	最初の研修（ビデオ）	弁理士倫理	東 京	2回	85名	100名
			大 阪	1回	13名	
			名古屋	1回	2名	
平成16年度	5年毎の継続研修	弁理士倫理	東 京	5回	459名	637名
			大 阪	3回	125名	
			名古屋	2回	42名	
			北 陸	1回	3名	
			中国・四国	1回	2名	
	最初の研修（ビデオ）	弁理士倫理	九 州	1回	6名	745名
			東 京	4回	688名	
			大 阪	2回	47名	
			名古屋	1回	4名	
平成17年度 (H18.1.24現在)	5年毎の継続研修	弁理士倫理	中国・四国	1回	2名	687名
			九 州	1回	4名	
			東 京	3回	276名	418名
			大 阪	2回	141名	
			中国・四国	1回	1名	
	最初の研修（ビデオ）	弁理士倫理	東 京	3回	276名	418名
			大 阪	2回	141名	

※平成18年1月24日現在 6,628名中461人未受講（含特例申請者）

2. 義務研修の内容・方法等

■ 義務研修の内容

- 弁理士倫理
- 法律・制度の改正内容等

■ 実施方法

- E-Learning（自宅又は職場）＋一日集中講義（全国複数個所で複数回開催、一人一回受講の集中講義）＋集中講義後の要点テスト又はレポート提出

■ 研修時期

- 登録後5年毎（現在の倫理研修に同じ）

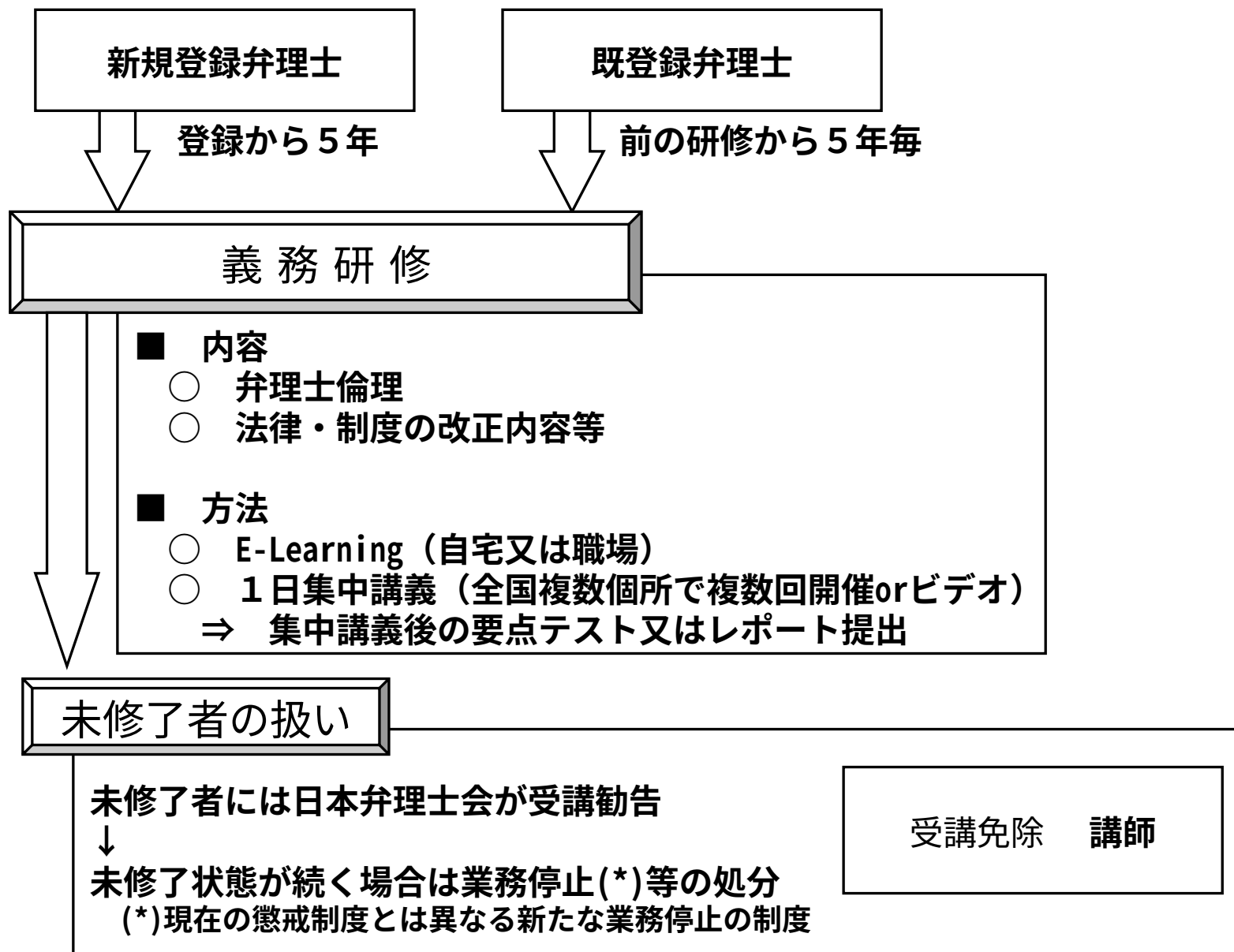
■ 実施主体

- 日本弁理士会

■ 費用

- 無料（日本弁理士会が負担する）

【資料5】義務研修制度



3. 義務研修の効果確認と未修了者の扱い等

13

■ 効果確認 (修了条件)

- 全E-Learningカリキュラムの聴講
- 集中講義参加又は集中講義と同内容のビデオ受講（弁理士会又は自宅）＋法律・制度の改正内容に関する要点テスト実施（集中講義又はビデオ受講後に回収、自宅ビデオ受講者は郵送）

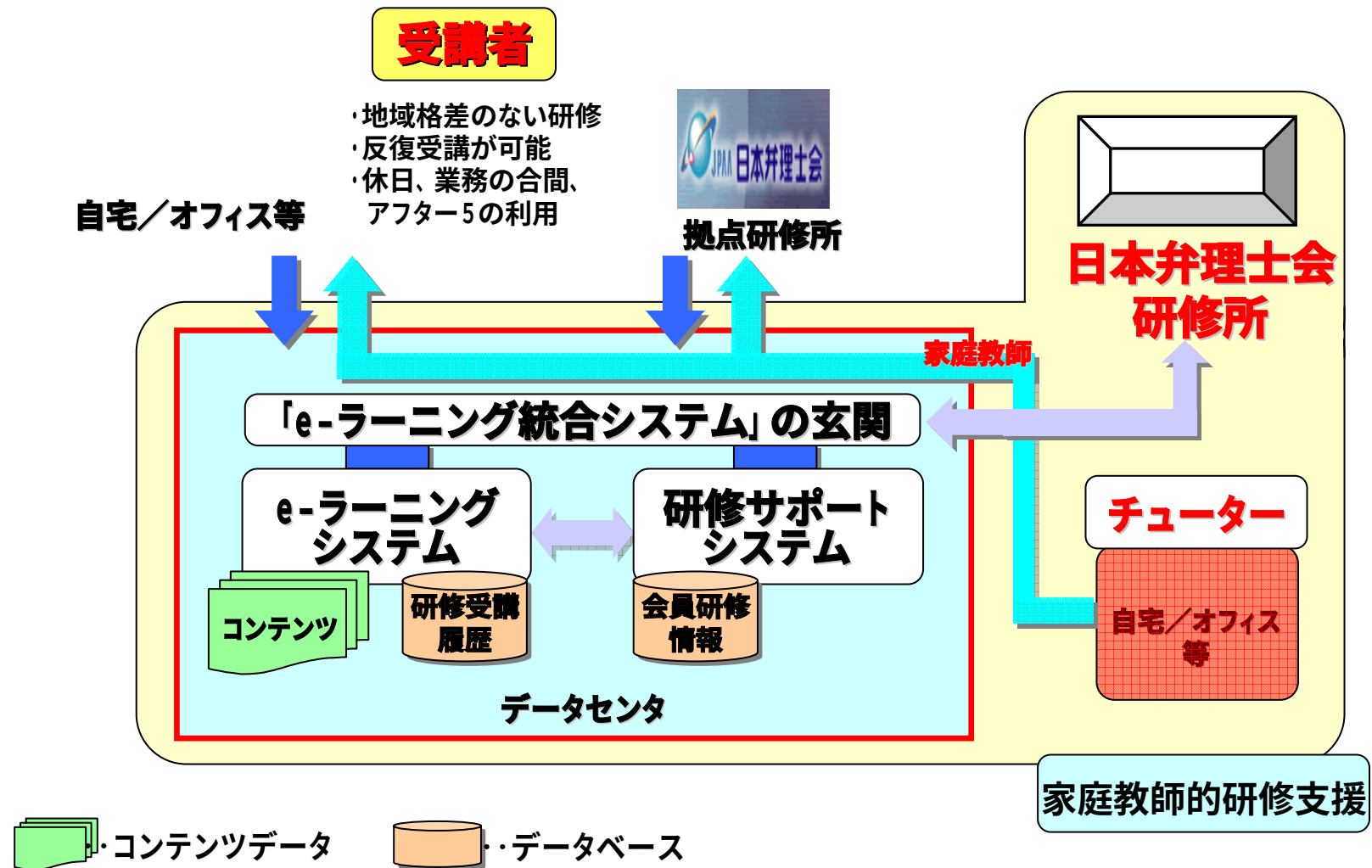
■ 未修了者の扱い

- 一定期限までに未修了の弁理士に対して、日本弁理士会が勧告を行い、勧告後、所定期間を経ても、状態が改善されない場合は、所定期間の業務停止処分(*)も考慮に入れた何らかの処分とする。 (*)現在の懲戒制度とは異なる新たな業務停止の制度

■ 研修の免除

- 倫理研修講師並びに法律・制度の改正内容の研修において講師を務める弁理士は、担当科目についての受講を免除する。

e-ラーニングシステムの概要 (1)



e-ラーニングシステムの概要 (2)

